

令和元年12月3日開催

第 15 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第15回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月3日(金) 午後 3時00分

2. 開催場所 ピュアプラザ 3階 会議室

3. 出席委員 9 人 (欠席委員1名)

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 酒 | 井 | 薫 | 出 |
| 2 | 番 | 山 | 野 | 幸 | 出 |
| 3 | 番 | 中 | 村 | ト | 出 |
| 4 | 番 | 西 | 村 | 和 | 出 |
| 5 | 番 | 岡 | 田 | 夫 | 出 |
| 6 | 番 | 安 | 田 | 悦 | 出 |
| 7 | 番 | 土 | 居 | 正 | 出 |
| 8 | 番 | 前 | 谷 | 武 | 欠 |
| 9 | 番 | 野 | 表 | 篤 | 出 |
| 10 | 番 | 金 | 森 | 靖 | 出 |

4. 出席事務局職員

事務局 長 久 保 稔

主 幹 二 本 柳 浩 一

主 幹 神 谷 貴 史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農業振興地域における農用地区の変更等に係る意見について

議案第7号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第8号 新ひだか町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)の結果について

6. 会議の概要

| | |
|------|--|
| 事務局長 | <p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和元年12月3日招集、第15回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は7番前谷委員です。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p> |
| 会長 | 挨拶 |
| 事務局長 | <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> |
| 議長 | <p>それでは、議事録署名委員は、7番土居委員、9番野表委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に日程第2の議案第1号、農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とし、議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>第1号議案に入る前に、これまで解約通知については報告事項として審議させていただいておりましたが、9月に通達がありまして解約の報告は議案事項であるとして変更がありましたので、今回から議案第1号として審議事項とさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p> |
| 事務局 | 【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】 |
| 議長 | <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>なければ、議案第1号は事務局の説明のとおり、許可相当としてよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p> |
| 議長 | 賛成多数ですので、議案第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。 |
| 議長 | <p>次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p> |
| 事務局 | 【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】 |
| | <p>順位1番は、令和2年1月1日より、後継者が営農するために経営移譲となるものです。</p> <p>なお、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、農地法第3条の許可要件を満たしているものと思われま。以上ご審議をお願いします。</p> |
| 議長 | ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。 |
| 6番 | 議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。 |
| 議長 | <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | 採決いたします。議案第1号1番について、これを承認することに異議ございませんか。 |

| | |
|-----|---|
| | (異議なしの声多数) |
| 議長 | 賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを承認することと決定いたします。 |
| 議長 | 次に事務局より議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】 |
| 事務局 | 順位2番は、親の農地を贈与いたしたいもので、所得後は法人に使用貸借するものです。 なお、農地法第3条の不許の要件に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。 |
| 議長 | ただいまの説明に関連して、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。 担当委員がおりませんので、何かみなさんありますか。 |
| 事務局 | 補足説明になりますが、この案件ですが実は平成29年に議決されている案件です。 このまま3条の許可書を発行しておりましたが、理由はわかりませんが、所有権の移転がうまく されていなかったという案件で、相談がありました。それで古い許可書をそのまま使えるのかと いう問い合わせがありまして、相当時間が経過している許可書であることから、再度案件とし てかけて、代書屋も変更してきちんと手続きしてくださいとアプローチした案件でありますので ご承知おき願います。 |
| 1番 | この方は、現在も営農している方ですか。 |
| 事務局 | 営農しております。経営移譲し、贈与の手続きをしたんですが代書屋さんの方でちゃんと移転 をやっていたんですね。それで相談がありまして、改めて審議いただきまして、違う代書 屋さんをお願いしてやってもらうこととなりました。 |
| 議長 | それでは他に質疑ございませんか。 (質問、意見なし) |
| 議長 | 採決いたします。議案第2号2番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数) |
| 議長 | 賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可相当することと決定いたします。 |
| 議長 | 次に議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農地法第4条の規定による許可申請に ついては1件です。議案書をもとに説明します。 |
| 事務局 | 【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】 (申請人の住所及び所在地を訂正) |
| | 順位1番ですが、肉牛の飼育頭数の増加のため、牛舎を新築したいとするものです。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申 請については転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をい ただいております。 |
| 議長 | ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。 |
| 9番 | 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。 |
| 議長 | ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし) |
| 議長 | 採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数) |
| 議長 | 賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に |

| | |
|-----|---|
| | <p>諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。</p> |
| 議長 | <p>次に議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位1番は、良好な農地にすることを目的とした土砂及び砂利採取に伴う一時転用でございます。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について転用不可の項目に該当していないため、やむを得ない転用と思われれます。昨日、地区担当農業委員に現地調査をを行っていただき、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> |
| 9番 | <p>議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>採決いたします。議案第4号1番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけて北海道へ進達することに決定しました。</p> |
| 議長 | <p>次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については50件です。議案書をもとに説明します。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】</p> |
| 事務局 | <p>順位1番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を買い受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> |
| 2番 | <p>議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>採決いたします。議案第5号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを許可相当と決定します。</p> |
| 議長 | <p>次に事務局より議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】</p> |
| 事務局 | <p>順位2番ですが、こちらは新規就農するため農地を借り受けたいものです。株式会社日高みつしファームが肉用牛の生産のため新法人を立ち上げ就農するものです。農地所有定格法人の設立の条件、従事者の確保及び営農計画書については、地区担当委</p> |

員に事前に確認しております。
なお、強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号2番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号2番はこれを許可相当と決定します。

議長 次に事務局より議案第5号3番から15番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号3番から15番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番から15番ですが、こちらは利用権再設定の案件でございますので、議案配布時の案内文で説明のとおり議案の説明は省略させていただきます。
なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号3番から15番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号3番から15番はこれを許可相当と決定します。

議長 次に事務局より議案第5号16番のは、4番●●委員は新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限に当たりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。

(4番●●委員 退室)

議長 事務局より議案第5号16番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号16番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位16番ですが、こちらは利用権再設定の案件でございますので、議案配布時の案内文で説明のとおり議案の説明は省略させていただきます。
なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号16番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号16番はこれを許可相当と決定します。
ここで、4番●●委員の入室を認めます。

議長 次に事務局より議案第5号17番から50番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号17番を議案書をもとに朗読】

(議案の訂正箇所を説明。順位49番は欠番)

事務局

順位17番から50番ですが、こちらは利用権再設定の案件でございますので、議案配布時の案内文で説明のとおり議案の説明は省略させていただきます。
なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第5号17番から50番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第5号3番から15番はこれを許可相当と決定します。

議長

次に議案第6号、農業振興地域における農用地域の変更等に係る意見について、議題とします。
事務局より議案第6号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地域の変更等に係る意見については2件です。議案書をもとに説明します。

事務局

【議案第6号1番を議案書をもとに朗読】

事務局

順位1番は、太陽光発電所の建設に伴い、現況地目及び公簿地目ともに雑種地ですが、農振の農用地区域のため、除外について町長より意見を求められたものです。
昨日、地区担当委員に現地調査をを行っていただき、除外について適当であるとのことをご意見をいただいております。

議長

ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番

議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第6号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第6号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。

議長

次に議案第6号2番について、議題とします。事務局より議案第6号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

【議案第6号2番を議案書をもとに朗読】

事務局

順位2番は、先ほど審議いただきました農地法第4条の転用案件と関連しております。
農振の農用地区域のため、農業用施設用地として、用途変更について町長より意見を求められたものです。
昨日、地区担当委員に現地調査をを行っていただき、用途変更について適当とのことをご意見をいただいております。

議長

ただいまの説明に関しまして、地区担当委員より補足説明ありませんか。

9番

議案第6号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第6号2番について、これを適当とすることに異議ございませんか。
いませんか。

| | |
|-----|---|
| | (異議なしの声多数) |
| 議長 | 賛成多数ですので、議案第6号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。 |
| 議長 | 次に、議案第7号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第7号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | それでは、議案第7号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については4件です。議案書をもとに説明します。 【議案第7号1番を議案書をもとに朗読】 |
| 事務局 | 順位1番ですが、宅地と農地に囲まれた場所ではありますが、隣接農地の2mほどの段差がありまして、肥培管理の難しい農地で、荒廃した農地となっております。この度ここを地目整理し処分するため証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたいただき、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。 |
| 議長 | ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。 |
| 4番 | 議案第7号1番については、事務局の説明のとおりです。 |
| 議長 | ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし) |
| 議長 | 採決いたします。議案第7号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数) |
| 議長 | 賛成多数ですので、議案第7号1番については現況証明を発給することと決定いたします。 |
| 議長 | 次に、議案第7号2番について議題といたします。事務局より、議案第7号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | それでは、議案第7号2番の議案書をご覧下さい。 【議案第7号2番を議案書をもとに朗読】 |
| 事務局 | 順位2番ですが、山林に囲まれ、長年管理されず原野化した農地であります。この度ここを地目整理し処分するため証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたいただき、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。 |
| 議長 | ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。 |
| 9番 | 議案第7号2番については、事務局の説明のとおりです。 |
| 議長 | ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし) |
| 議長 | 採決いたします。議案第7号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数) |
| 議長 | 賛成多数ですので、議案第7号2番については現況証明を発給することと決定いたします。 |
| 議長 | 次に、議案第7号3番について議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | それでは、議案第7号3番の議案書をご覧下さい。 【議案第7号3番を議案書をもとに朗読】 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>順位3番ですが、長年他人が管理してきた農地であります。この度ここを地目整理し、非農地として処分するため証明願いが出されました。</p> <p>昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたいただき、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> |
| 6番 | <p>議案第7号3番については、事務局の説明のとおりです。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>採決いたします。議案第7号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数ですので、議案第7号3番については現況証明を発給することと決定いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第7号4番について議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第7号4番の議案書をご覧下さい。</p> <p>【議案第7号4番を議案書をもとに朗読】</p> |
| 事務局 | <p>順位4番ですが、周辺には宅地や取り付け道路が敷設されておりまして、農用区域外の農地でありまして、この度地目整理し処分するため非農地にするべく証明願いが出されたものです。</p> <p>昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたいただき、周辺は宅地化される見込みのある場所で、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> |
| 4番 | <p>議案第7号4番については、事務局の説明のとおりです。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>採決いたします。議案第7号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数ですので、議案第7号4番については現況証明を発給することと決定いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第8号新ひだか町農業員会農地パトロール(利用状況調査)の結果についてを、議題といたします。事務局より、議案第8号の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第8号資料に基づいて説明】</p> <p>まず、13日には両地区皆様方には農作業の忙しい中、貴重な時間を割いていただき、両地区を見ていただき、深く感謝いたします。毎年という訳ではなく、何年かに1度、両地区を見るという試みでしたが、大変体力的に非常にタフな日程だったと思います。次年度は元に戻しますが、また定期的にみんなで、両地区を見るという機会を作って行きたいと考えておりますので、ご理解願います。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。</p> |

その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第15回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午後4時5分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和元年年12月3日(議事録調整日 令和2年2月29日)

新ひだか町農業委員会会長

㊞

議事録署名委員

㊞

議事録署名委員

㊞

—

—

—

—

—

—

—

—